

7 東彼杵町告示第 50 号

令和 7 年 5 月 21 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定により、令和 7 年 5 月 21 日付けで下記のとおり、指定の一部の効力を停止しました。

記

1. 対象事業者

事業者名：合同会社 grace

2. 対象事業所

事業所名：つなぐ居宅介護支援事業所(事業所番号 4271201040)

サービスの種類：居宅介護支援

所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1286 番地 コーポ藤井 A101 号

3. 処分内容

指定の一部の効力の停止 6 月

(1) 新規利用者の受入を停止する

(2) 居宅介護支援費の請求の上限を 7 割とする

4. 指定の一部の効力の停止期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

5. 行政処分の理由

(1) 介護給付費の不正請求(法第 84 条第 1 項第 6 号)

居宅介護支援費について、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に説明が必要な事項について、文書を交付して説明を行っていない場合、居宅サービス計画書の作成、サービス担当者会議の開催及びサービス開始以降のモニタリングの実施や結果の記録等の一連のケアマネジメント業務が適切に実施されていない場合において、減算して請求しなければならないことを認識しながら、減算せずに請求し、受領していた。

6. 経済上の処置

不正に請求を行い受領していた介護給付費を返還させるほか、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求する。

返還額 4,948,874 円（加算額 1,413,964 円を含む）